

平和町自治会規約

第一 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、平和町自治会という。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、長崎県長崎市平和町19番2号におく。

(区域)

第3条 本会の区域は、長崎市平和町1番2号から同町24番26号までの区域地とす

(目的)

本会は、区域の住民の相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等

第4条 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、この目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)広報、連絡、渉外活動に関する事業
- (2)区域の環境整備と保健衛生に関する事業
- (3)高齢者の活動助成に関する事業
- (4)青少年の健全育成と非行防止に関する事業
- (5)交通安全・防犯に関する事業
- (6)防火・防災に関する事業
- (7)区域内の道路整備対策、街路等など整備に関する事業
- (8)集会施設の維持、管理
- (9)慶弔
- (10)その他、上記に付帯する一切の事業

第二 章 会 員

(会員の資格)

第5条 第3条の区域に住所を有する個人並びに同区域に店舗、事業所、管理組合等を有する者(代表者または主たる社員)は、本会の会員となる資格を有する。

本会は、正当な理由がない限り、前項に定める個人の加入を拒んではならない。

(加入・脱退)

第6条 本会の会員になろうとするものは、入会届を会長に提出しなければならない。

本会を脱退するものは、脱退届けを会長に提出しなければならない。但し、死亡又は本会の区域外に転出したものは、脱退したものとみなす。

第三章 資産及び会計 (資産の管理)

第7条 本会の資産は、総会で定める方法によって会長が管理する。
本会の資産は、別紙財産目録に記載するとおりとする。

資産のうち現金(日常出納するのに必要なものを除く。)は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は確実な有価証券に換え、保管するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画及び収支予算は、毎年会計年度、役員会及び総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

本会の事業報告及び収支決算については、毎年会計年度終了後第11条 1ヶ月以内に会計監査を経た上、役員会及び総会の承認をうけなければならない。

(保有資産目録の作成)

保有資産目録は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成し、役員会第12条 の承認を経た上、事務所におかなければならない。

第四章 役員

(役員)

第13条 本会に役員を置く

(1)会長	1名
(2)副会長	2名
(3)会計	1名
(4)公民館主事	1名
(5)リサイクル部長	1名
(6)防犯・防災部長	1名
(7)青少年部長	1名
(8)体育部長	1名
(9)文化部長	1名
(10)婦人部長	1名
(11)高齢者部長	1名
(12)区長	45名以内
(13)会計監査	2名

※但し、重複を妨げない。

2 会長は、総会において会員の中から次により選任する。

(イ)選挙

2名以上の会長立候補がある場合は、総会において選挙により決するものとする。

(口)議長選任

会長候補者が無い場合には、議長(現会長)が選任し、総会の承認を得て決定するものとする。

3 役員は、会長が会員の中から必要に応じて選任する。

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は二年とする。但し再任は妨げない。

役員は、任期満了後、後任者が就任するまでの間、その職務を行うことができるものとする。

任期の途中で就任した役員の任期は、他の役員の任期をもって終了する。

第五章 会議

(会議)

第16条 会議は総会・区長会・役員会とする。

総会は通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は随時、必要な時に開催する。

区長会・役員会は8月・1月以外毎月1回開催する。

(招集)

第17条 会議は会長が招集する。

会員又は役員の五分の一以上から連名により、議案を示して会議の開催請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

各会議の招集は、開催日の少なくとも五日前までに、議案、日時及び場所を記載し、会長がこれに記名した書面で通知しなければならない。

ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(議決権)

第18条 会員は、総会において1世帯あたり1個の議決権を有する。

役員は、役員会において1人1個の議決権を有する。

(定員数)

第19条 総会は会員の2分の1以上が出席しなければ議事を聞くことができない。この場合、書面又は代理人による出席は、これを定足数に加えるものとする。

役員会は、役員の2分の1以上が出席しなければ議事を聞くことできない。この場合、書面又は代理人による出席は、これを定足数に加えるものとする。

(議決事項)

第20条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (3) 収支予算及び決算の承認
- (4) 剰余金又は損失金の処理
- (5) 借入金額の最高限度の決定
- (6) 会員の除名
- (7) 本会の解散
- (8) 他の認可地縁団体との合併契約の締結
- (9) 会費の設定及び決定
- (10) 保有不動産のうち重要な資産の処分
- (11) その他重要な事項

(議決の方法)

会議の議事は、別段の定めがあるもののほか、出席した会員若しくは役員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

前項の規定にかかわらず、総会における規約の変更、会員の除名及び解散並びに合併契約の締結の議決は、総議決権の4分の3以上の同意を要する。

(議事録の作成)

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作り、議長及び選出された議事録署名人二人が、これに署名、押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員総数及び世帯総数
- (3) 出席者(世帯)の数
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

前項の議事録は、事務所に備え付けなければならない。

(書面決議及び代理人)

各会議においては、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。但し代理人は総会においては会員、役員会においては役員でなければならない。

代理人は代理権を証する書面を、議長に提出しなければならない。

第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

この規約は、総会の決議を経て、かつ、長崎市長の許可を得なければ変更することができない。

第25条 本会が開催したときは、会長がその清算人となる。ただし総会の決議によつて他の者を選任することができる。

(残余財産の帰属)

第26条 本会が解散した場合の残余財産の帰属は、民法第72条の規定にしたがうるものとする。

第七章 雜 則 (委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会の承認を得て定めることができる。このばあいにおいて、会長は、承認後、速やかに総会に報告するものとする。

附則

- 1、 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2、 従前の平和町自治会の規約はこれを廃止する。

本書は、原本の写しと相違ありません。 平和町自治会 代表者 南 幸夫

